2025年(令和7年)度版 たつの市

住みなれたまちで安心して暮らすために

# が護保険へがあり帳



# 介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

介護保険制度は、高齢者が必要とする介護を社会全体で支え合う仕組み として創設されており、介護が必要となっても高齢者が地域で安心して 暮らしていけるよう、また、自立した生活を送ることができるよう支援 するものです。

#### 介護保険の被保険者証を大切に保管しましょう

介護保険被保険者証は、健康保険の被保険者証とは別に交付されます。 介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険被保険者証が必要になります。 大切に保管しましょう。

#### ● 65歳以上の方は

65歳の誕生日を迎える前月に交付されます。

#### ● 40~64歳の方は

要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。

### ●被保険者証が必要なとき

- ・要介護・要支援認定を申請するとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護給付費の支給申請をするとき など

### ●被保険者証の有効期限は?

有効期限はありません。介護(予防)サービスを 利用するまで大切に保管してください。





# もくじ

1 介護保険制度のしくみ		4
2 介護保険料について		6
3 サービスを利用するには		
介護(予防)サービスを利用するための	の手順	10
要介護・要支援認定の申請		12
ケアプラン作成からサービス利用まで	<b>₹</b>	14
4 介護保険で利用できるサービス		
居宅サービス		16
地域密着型サービス		21
施設サービス		24
福祉用具貸与・購入、住宅改修		28
5 利用者負担について		
費用の支払い		30
利用者負担額を軽減するために		31
6 介護予防・日常生活支援総合事業		34
7 高齢者福祉・介護保険についての問い合	わせ先	36
発行 たつの市	編集/発行	株式会社鎌倉新書
	発行年	2025年6月









# 1)介護保険制度のしくみ

# 介護保険に加入する人(被保険者) 年齢で2つの被保険者に分かれます。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定の申請
- サービスを利用し、費用(利用者負担割合分)を支払う

# 65歳以上(第1号被保険者)の方

介護が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。

介護が必要となった原因は 問われません。

※交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は、市への届出が必要です。



要介護・要支援認定の詳細▶12ページ

# 医療保険に加入している 40~64歳(第2号被保険者)の方



介護保険で対象となる病気 (特定疾病※1)が原因で 「要介護・要支援認定」を受けた場合に、サービスが利用できます。

#### ●被保険者証・負担割合証の交付 ●認定や結果通知

●介護保険料を納める ●要介護・要支援認定の申請

# 地域包括支援センター

#### 高齢者が地域で生活できるよう 支援する拠点

高齢者や家族等から相談を受け、 内容に応じて支援

相談

支援

# ケアマネジャー

#### 介護サービスの相談窓口となる 介護の専門家

- 依頼を受けてケアプランを作成
- サービスに関する相談を受けて支援
- ●サービスの提供 ●費用の1~3割を請求
- ●サービスを利用 ●費用の1~3割を支払う

CHECK

65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は介護(予防)サービス等を利用するときの自己負担が2割または3割になります。 詳細▶30ページ

#### 3割負担となる方

本人の合計所得金額が220万円以上で同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯では463万円以上の人は負担割合が3割となります。

#### ( 負担割合証 )

要介護・要支援認定等を受けた方、総合 事業対象者の方には、利用者の負担割合 を示す証明書が発行されます。

この負担割合証と被保険者証は、介護 (予防)サービス等を利用するときに必 要となります。 介護保険は、40歳以上のみなさまが加入者(被保険者)となって、保険料を納め、 介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護(予防)サービ スを利用できる制度です。

# たつの市(保険者)

#### 主な役割

- 介護保険料の算定・徴収
- 被保険者証・負担割合証の交付
- 要介護·要支援認定
- 🕨 保険給付 など



詳細▶36ページ



たつの市(保険者)が -費用の7~9割を支払う

請求

詳細 ▶37ページ



連携



# 利用者にあった介護サービスを提供

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス

など



(指定を受けた社会福祉法人、医療法人、 民間企業、非営利組織などがサービスを提供)

# 特定疾病とは ※1

介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、加齢による心身の変化に起因すると 考えられる下記の16種類が指定されています。

- ●筋萎縮性側索硬化症
- ●後縦靱帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症 ●多系統萎縮症

- ●初老期における認知症 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症
- ■早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ●脳血管疾患
- ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ●閉塞性動脈硬化症

- ●関節リウマチ
- ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

# 2 介護保険料について

介護保険制度は社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

# 65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料

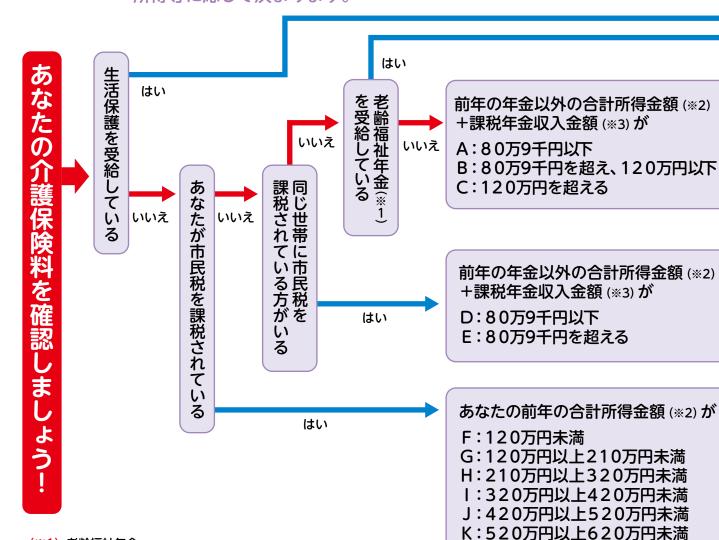
たつの市の保険料基準額

決め方

基準額をもとに、 所得等に応じて決まります。 (月額) 5,700円

L:620万円以上720万円未満

M:720万円以上



#### (※1) 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

#### (※2) 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1~5段階の方は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(給与所得と公的年金等所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除

適用前の金額)から10万円を控除した金額を用います。 土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

#### (※3) 課税年金収入金額

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入金額のことです。

障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

#### ● 介護保険の財源

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源で、40歳以上の方が納めます。介護保険財源に占める保険料の割合は右のとおりです。



65歳以上の 方の保険料 23% 50% 公費 (国・県・市) 40~64歳の 方の保険料

	元纪氏	元但反厶	介護保険料		
	所得段階	所得区分	月額(率)	年額	
(A)	第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税者で、老齢福祉年金受給者の方、年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万9千円以下の方	1,624.5円 (5,700円×0.285)	19,494円	
B +	第2段階	世帯全員が市民税非課税者で、年金以外の合計所得金額と課 税年金収入金額の合計が80万9千円を超え120万円以下の方	2,764.5円 (5,700円×0.485)	33,174円	
C)+	第3段階	世帯全員が市民税非課税者で、年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が120万円を超える方	3,904.5円 (5,700円×0.685)	46,854円	
	第4段階	本人が市民税非課税者、世帯員に市民税課税者がいる方で、年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が 80万9千円以下の方	5,130円 (5,700円×0.90)	61,560円	
<b>E</b> →	第5段階(基準段階)	本人が市民税非課税者、世帯員に市民税課税者がいる方で、年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万9千円を超える方	5,700円 (基準月額)	68,400円	
<b>L</b> ⊕→	第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	6,840円 (5,700円×1.20)	82,080円	
<b>⊕</b>	第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	7,410円 (5,700円×1.30)	88,920円	
⊕→	第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万 円未満の方	8,550円 (5,700円×1.50)	102,600円	
<b>O</b>	第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万 円未満の方	9,690円 (5,700円×1.70)	116,280円	
<b>O</b> +	第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万 円未満の方	10,830円 (5,700円×1.90)	129,960円	
- <b>K</b> →	第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	11,970円 (5,700円×2.10)	143,640円	
-C)	第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万 円未満の方	13,110円 (5,700円×2.30)	157,320円	
M +	第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が720万円以上の方	13,680円 (5,700円×2.40)	164,160円	

# 年金の受給が年額18万円以上

# 年金から天引き (特別徴収)

年金天引きとは、年金支払月(偶数月)に受給の年金からあらかじめ保険料を差し引くことです。 特に手続をしていただく必要はありません。

(注) 個人年金は対象となりません。

### 仮徴収期間



#### 仮徴収

当年度の介護保険料が確定するまでの間(4月・6月・8月)、仮の保険料額を年金から差し引かせていただきます。すでに年金から差し引かれている方は、前年度の2月と同額をそれぞれ納めていただきます。

#### 本徴収期間



#### 本徴収

保険料が確定しましたら、仮徴収額を 差し引いた残りの額を期割(10月・12 月・2月)で年金から差し引かせていた だきます。

※8月の徴収額を変更(平準化)する場合があります。

# 年金の受給が年額18万円未満

# 納付書払いか口座振替 (普通徴収)

市からお送りする納付書で、毎月、指定の金融機関等で納めます。□座振替で納めることもできます。

## 本算定賦課

#### 本算定賦課

7月から翌年の2月までの8期分の納付書を7月中旬にお送りします。 納付書に記載の金融機関、コンビニエンスストア、市役所の窓口またはスマホアプリで期限内に納めていただくか、お申込の金融機関の口座から口座振替により納めていただきます。

# 40歳から64歳(第2号被保険者)の方の保険料

# 国民健康保険に加入している方

決め方 世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などに応じて 世帯ごとに決まります。

納め方

医療分・後期高齢者支援金分・介護保険分を合わせて世帯主が納めます。

※本人負担分と同額を国や県が負担しています。

# 職場の健康保険に加入している方

**決め方** ➤ 加入している健康保険ごとの算定方法で決まります。

納め方

健康保険料と介護保険料を合わせて納めます。 ※原則として事業主が半分納めます。





# 介護保険料を滞納した場合は?

災害など特別な事情もなく介護保険料を滞納した場合、滞納した期間に応じて次の措置が取られることがあります。

納期限をすぎると… 督促が行われ、督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

### 1年以上滞納

# 1年6か月以上滞納

### 2年以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとから保険給付(費用の7~9割)を受けます。

サービス費用の**全額をいったん自己負担し、給付が一時差し止め**られます。滞納していた保険料に充当する場合があります。

利用者負担が1割~3 割負担から、3 割~4 割に引き上げられるほか、高額介護サービス 費の支給が受けられない場合があります。

# ービスを利用するには

# 介護(予防)サービスを利用するための手順

相談する

心身の状態を調査

# 65歳以上の方

市役所の地域包括支 援センター(地域包括 支援課)又は高年福祉 課に相談



#### 例えば…

- ・介護(予防)サービスが必要
- ・どんなサービスを利用したら よいかわからない
- ・介護の予防をしたい など

#### 40~64歳以下の方

※要介護・要支援認定の 申請が必要です。

# 要介護•要支援認定 の申請



申請の窓口は市役所の高年福 祉課または各総合支所の窓口 で受け付けます。申請は本人 または家族でもできます。

詳しくは、12ページ

# 基本チェックリスト による判定



25 の質問項目で日常生活 に必要な機能が低下してい ないかを確認します。

#### 基本チェックリストについて コラム

日頃の生活や心身の状態を確認するた め、25項目の質問に「はい」か「いいえ」 で答えます。このチェックリストから、 運動機能や口腔機能などといった日常 生活に必要な機能が低下していないか 確認し、どのような介護予防に取り組 めばよいかがわかります。

## 基本チェックリスト(例)

- □週に1度は外出していますか
- □転倒に対する不安は大きいですか
- □半年前に比べて固いものが 食べにくくなりましたか
- □周りの人から物忘れがあると 言われますか

結果を知る

### 利用できるサービス

要介護1~5

詳しくは、16ページ



要支援 1・2

介護予防

詳しくは、16ページ



# 総合事業対象者

●生活機能の 低下がみられた方

詳しくは、34ページ



# 非該当

生活機能の 低下がみられない方

# 般介護 予防事業

詳しくは、地域包括支援セ ンターにご相談ください



# ケアマネジャー(介護支援専門員)ってどんな人?

介護の知識を幅広く持った専門家で、 介護(予防)サービスの利用にあたって、 右記のような重要な役割を担っていま す。資格は5年ごとに更新されます。

- ●本人に適したケアプランの作成
- サービス事業所への連絡・手配
- ●施設選びの相談・アドバイス
- ●介護に関する家族の相談・アドバイス

# 要介護・要支援認定の申請

介護(予防)サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受ける必要があります。

# 1 申請

# 介護(予防)サービスが必要になったら 市役所の高年福祉課の窓口で申請をします。 (各総合支所の窓口でも申請できます)

- ・介護(予防)サービスを利用するには、要介護・ 要支援認定を受けることが必要です。
- ・申請には介護保険被保険者証(2ページ参照) が必要です。



#### Q 申請は誰でもできますか?

中請は、利用者本人または家族、パートナー、成年後見人、地域包括支援センター、 省令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設等に代行してもらうこと もできます。

#### ○ 申請の費用は?

A 無料です。要介護・要支援認定に必要な費用は全額保険で負担します。

### **Q** 現在、入院中でも申請できますか?

A 退院後に在宅で介護(予防)サービスを利用する場合や、介護保険施設等への入所を希望する場合に申請できます。なお、要介護・要支援認定は、病状が安定していることが前提となりますので、病院の主治医や看護師、相談員等にご相談ください。

# 2 - 1 訪問調査

調査員が自宅等を訪問して、本人と 家族から心身の状態や日頃の生活、 居住環境等について聞き取り調査等 を行います。

# 2 -2 主治医意見書

本人の主治医に心身の状態について の意見書を作成してもらいます。 意見書では、本人の生活機能を評価 します。

### Q 主治医とは

A かかりつけの医師や、介護が必要になった直接の原因である病気を治療している医師等、本人の心身の状態をより把握している医師のことです。

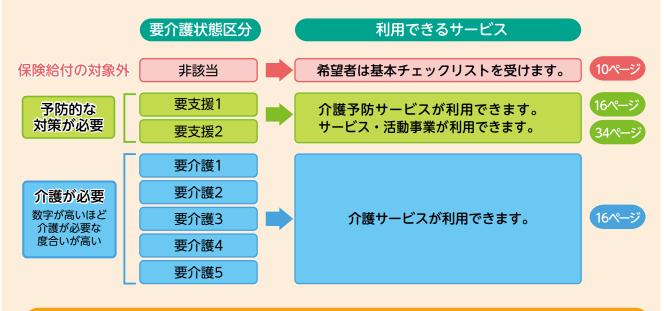
# 3 審査・ 介護認定審査会が、 判定 必要な介護の度合いを総合的に判断します。

•②-1訪問調査の結果等からコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その 結果と特記事項、②-2主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査 し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。



# 4 認定 必要な介護の度合いが認定され、その結果が記載された 結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

・介護認定審査会の判定に基づき、市町村が要介護状態区分を認定します。 (原則として申請から30日以内)



## **Q** 認定結果が出るまで、介護(予防)サービスの利用はできないの?

A 介護(予防) サービスは、申請した日から利用できます。申請後、認定結果が通知されるまでの間でも必要に応じて利用できます。 サービス利用を具体的に考えてから申請しても間に合います。なお、申請からサービスを利用するまでに長く時間が空いていると、介護(予防)サービスを利用する時点では心身の状態が変化している可能性もあり、要介護・要支援認定のやり直しが必要になる場合があります。 介護(予防)サービスが必要な時に、要介護・要支援認定の申請をしましょう。

# ケアプラン作成からサービス利用まで

要介護1~5と認定された方

**在宅**で サービスを 利用したい



# 居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼

- ●居宅介護支援事業所を選び、 連絡します。
- 担当のケアマネジャーが 決まります。



**施設**に 入所して サービスを 利用したい



入所を希望する施設へ 直接申し込みます。



要支援 1・2 と認定された方

総合事業対象者 となった方 地域包括支援センター または、介護予防支援 事業者にケアプランの 作成を依頼

心身の状態や環境、生活歴などから、課題を分析します。



本人や家族とサービス担当者を含めて目標を達成するための具体策、利用サービスなどの支援メニューを決定します。



# 要介護・要支援認定は期間ごとに更新が必要です



要介護・要支援の認定には有効期間 (原則、新規は6か月、更新は12か月)があります。

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が終了する前に 更新認定の申請をする必要があります。

更新認定の申請は、有効期間終了日の60日前から受付します。

介護サービス・介護予防サービス提供事業者や介護保険施設と契約したり、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに依頼し、介護(予防)サービス計画 (ケアプラン)に基づいてサービスを利用します。

ビス事業所と契約

# ケアプランの作成

- 計画の原案の作成
- サービスの担当者との話し合い
- ケアプランを作成

ケアマネジャーと面接して生活上の課題等を把握し、サービス利用の原案を作ったあと、家族やサービス事業所と、原案について検討します。

サービスの種類、利用回数などを盛り込んだケアプランが作成され、同意により完成します。

在宅サービス の利用開始

ケアプランに基づいて **居宅サービス**を利用します。





24%

# ケアプランの作成

施設のケアマネジャーが 本人にあったケアプランを作成します。



ケアプランに基づいて **施設サービス**を利用します。



# 介護予防サービスの利用開始

ケアプランにそって介護予防サービス 16ページ および サービス・活動事業 34ページを利用します。

サービス・活動事業の利用開始

ケアプランにそって サービス・活動事業 34ページ を利用します。

サービス事業所と契約

# **Q** なぜ要介護・要支援の認定には有効期間があるのですか?

A 高齢者の心身の状態は変化しやすいため、必要な介護の度合いは一定であるとは限りません。適切なサービスが提供されるよう、一定期間ごとに状態をチェックして、認定を見直す必要があるためです。

# **Q** 要介護・要支援の認定結果に納得ができない場合は?

A 認定結果などに疑問や不服がある場合、まずは高年福祉課までご相談ください。その上で納得できない場合は、認定結果を受け取った日の翌日から3か月以内に「兵庫県介護保険審査会」に申立てすることができます。

# 4)介護保険で利用できるサ

「在宅で」「通いで」「施設で」利用できるさまざまな介護サービスは、1割~3割の自己 負担で利用できます。このほかに、居住費、食費、日常生活費がかかる場合があり ます。費用はサービスを提供する事業所の体制などによって異なります。

使用している マークの意味

要介護 要介護 1~5の方が利用できるサービス

要支援 要支援 1・2の方が利用できるサービス

# 居宅サービス<在宅でサービス利用>

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 2025年4月1日現在の費用額のめやす

# 自宅での日常生活をサポートしてもらう

# 要介護 訪問介護(ホームヘルプ)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーによる本人への身 体介護や生活援助が受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

#### ▼サービス費用のめやす

身体介護 (30分以上1時間未満)(1回) 例) 食事・排せつ・入浴の介助 など	3,870円(387円)
生活援助 (20分以上45分未満)(1回) 例) 掃除・洗濯・買い物・調理の支援 など	1,790円(179円)

※早朝·夜間は25%、深夜は50%の加算のほか、緊急時訪問などの加算あり。

通院などのための乗車・降車の介助(1回)

970円(97円)

# 要支援 訪問介護(ホームヘルプ)

要支援の方には「訪問型サービス」としてたつの市が行うサービス・活動事業で行って います。詳しくは34ページへ。

# ■ サービスの対象外です

- ●本人以外の家族のための家事
- ●草むしり・花の手入れ

- ●ペットの世話
- ●来客の対応
- ●洗車
- ●大掃除や屋根の修理などの日常的な家事の範囲を超えるもの 等

# ービス

# 自宅で入浴の介助をしてもらう

# 要介護 訪問入浴介護

訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のめやす

全身入浴(1回)



援 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が 困難な場合に限定して、訪問による入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のめやす

全身入浴(1回)

8,560円(856円)

12.660円(1.266円)

# 自宅で看護を受ける

# 要介護 訪問看護

看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護ステーションの場合 (30分以上1時間未満)(1回) 8,230円 (823円) 病院または診療所の場合 (30分以上1時間未満)(1回)

5,740円 (574円)

※早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算のほか、緊急時訪問などの加算あり。

# 要支援介護予防訪問看護

疾患などを抱えて外出が困難な場合に、看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護ステーションの場合 (30分以上1時間未満)(1回) 7,940円 (794円)

病院または診療所の場合 (30分以上1時間未満)(1回)

5,530円 (553円)

# 自宅でリハビリを受ける

# 要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回につき

3,080円(308円)

# 要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回につき

2.980円(298円)

# 自宅で医師などから指導・管理を受ける

# 要介護居宅療養管理指導

# 要支援介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な管理や指導が受けられます。

▼サービス費用のめやす

医師による指導(1回) (1か月に2回まで)

5,150円(515円)

# 日帰りで施設に通って入浴や食事などのサービスを受ける

# 要介護 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に通って入浴や食事の介助、機能訓練などが受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のめやす ※送迎を含む

通常規模事業所の場合(1回) (7時間以上8時間未満) 要介護1 「 要介護5 6,580円(658円)

11,480円(1,148円)

※別途、食費や日常生活費は全額自己負担となります。 ※費用は事業所の種類・サービスによって異なります。

# 要支援 通所介護(デイサービス)

要支援の方には「通所型サービス」としてたつの市が行うサービス・活動事業で行っています。詳しくは35ページへ。

# 日帰りで施設に通ってリハビリを受ける

# 要介護 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられます。また、その方の目標に合わせた選択的サービスを提供します。

▼サービス費用のめやす ※送迎を含む

通常規模事業所の場合(1回) (7時間以上8時間未満) 要介護1 〈 要介護5

7,620円(762円) ( 13.790円(1.379円)

※個別のリハビリ(選択的サービス)を行った場合は加算あり。

※別途、食費や日常生活費は全額自己負担となります。

# 要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられるほか、その人の目標に合わせたサービスを提供します。

#### ▼サービス費用のめやす

1か日またい	要支援1	要支援1 22,680円(2,268円)	
1か月あたり	要支援2	42,280円(4,228円)	

※別途、食費や日常生活費は全額自己負担となります。

# 特定の施設に入居している方が利用するサービス

有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのうち、介護保険の指定を受けた施設に入居している方が受けるサービスです。 食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

# 要介護 特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり

要介護1 〈 要介護5 5,420円 (542円)

8.130円(813円)

# 要支援介護予防特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり	要支援1	1,830円(183円)
	要支援2	3,130円(313円)

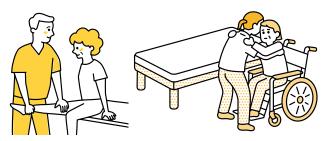
※食費、居住費などは別途かかります。

※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

# ·時的に介護ができないとき

# 要介護 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに 短期間入所し、日常生活の支援や 機能訓練が受けられます。



#### ▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設	要介護1	6,030円(603円)
(併設型・多床室)生活介護	〈	{
(1日あたり)	要介護5	8,840円(884円)
介護老人保健施設	要介護1	8,300円(830円)
(基本型・多床室)療養介護	〈	{
(1日あたり)	要介護5	10,520円(1,052円)

- ※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
- ※費用は施設の種類・サービスによって異なります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

# 介護予防短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、 日常生活の支援や機能訓練が受けられます。





#### ▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要支援1	4,510円(451円)
	要支援2	5,610円(561円)
 介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要支援1	6,130円(613円)
	要支援2	7,740円(774円)

- ※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
- ※費用は施設の種類・サービスによって異なります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

使用しているマークの意味

要介護 要介護 1~5の方が利用できるサービス

要支援 要支援 1・2の方が利用できるサービス

# 地域密着型サービス

要介護度が比較的高い状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするためのサービスです。

原則として、市内に所在する事業所で、たつの市民の方だけがサービスを利用できます。費用は施設の体制などによって異なります。(市内の施設の一覧は、38ページ)

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 2025年4月1日現在の費用額のめやす

#### 要介護 定期巡回·随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随 時の対応を行うサービスが受けられます。

#### ▼サービス費用のめやす

訪問看護事業所との一体型 ※訪問看護サービスを行う場合 (1か月あたり) 要介護1 〈 要介護5

79,460円(7,946円) { 282,980円(28,298円)

# 要介護 地域密着型通所介護(デイサービス)

小規模なデイサービスセンターに通って、 入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などが 受けられます。





#### ▼サービス費用のめやす

小規模な通所介護 (1回) (7時間以上8時間未満) 要介護1 分 要介護5 7,530円(753円) ( 13,120円(1,312円)

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。 ※別途、食費や日常生活費は全額自己負担となります。

# 要介護 小規模多機能型居宅介護

# 要支援介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事の介助、 調理・洗濯・掃除などの家事、健康状態の確認や機能訓練など多機能なサービスが受け られます。

#### ▼サービス費用のめやす

1か月あたり

要支援1 要介護5

34.500円(3.450円)

272,090円(27,209円)

※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

# 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

介護度が高く、医療ニーズの高い方に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサー ビスに加え、必要に応じて訪問看護が受けられます。

#### ▼サービス費用のめやす

1か月あたり

要介護1 要介護5

124,470円(12,447円)

314,080円(31,408円)

※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

## 要介護

# |認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

# 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活住居(グループホーム)において、家庭的な環境と 地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の支援、 機能訓練などが受けられます。





要支援1	利用できません
要支援2	7,610円(761円)
) 要介護 5	) 8,590円(859円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

ユニットとは?・・・9人程度の少人数のグループのこと。入居者の尊厳を重視したケアを目指します。

# 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)

#### 原則として要介護3以上の方が入所できます。

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所して、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活 上の世話などが受けられます。

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室の場合 (1日あたり)

要介護3 5 要介護5

8.280円(828円)

9,710円(971円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

#### 地域密着型特定施設入居者生活介護 要介護

介護保険の指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームなどに入居して、食事・排 せつ・食事の介助、洗濯掃除などの家事、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられ るサービスです。

※2025年4月現在、市内に事業所はありません。

# 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

# 介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、 機能訓練などを受けられます。

※2025年4月現在、市内に事業所はありません。

#### 夜間対応型訪問介護 要介護

夜間に定期的な巡回訪問又は随時の訪問により、入浴・排せつ・食事の介助や緊急時の 対応などが受けられるサービスです。

※2025年4月現在、市内に事業所はありません。

使用しているマークの意味

要介護 要介護 1~5の方が利用できるサービス

要支援1・2の方が利用できるサービス

# 施設サービス

施設サービスの利用者は、サービス費用の1~3割に加え、食費・居住費・日常生活費などを自己負担します。費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 詳しくは、入所を希望する施設に直接お問い合せください。

※市民税非課税者などは、食費・居住費が減額となる制度があります。(詳しくは、31ページ)

# 1 サービス費用の 1割~3割















施設により異なります

# 費用の例:施設を1ヶ月(30日)利用した場合 <要介護3>

#### ●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の場合

・多床室では

介護サービス費※(1日) 732円~×30日=21,960円 食 費(1日) 1,445円~×30日=43,350円 居住費(1日) 915円~×30日=27,450円 その他の日常生活費など

※施設の職員配置状況・利用者の身体状況によって別途加算が加えられます。

施設により 異なります 合計 92,760円~

・ユニット型個室では

介護サービス費※(1日) 815円~×30日=24,450円 食 費 (1日) 1,445円~×30日=43,350円 居住費 (1日) 2,066円~×30日=61,980円 その他の日常生活費など

※施設の職員配置状況・利用者の身体状況によって別途加算が加えられます。

施設により 異なります 合計 129,780円~

#### ●介護老人保健施設(老健)の場合

多床室では

介護サービス費\*(1日) 908円~×30日=27,240円 食 費(1日) 1,445円~×30日=43,350円 居住費(1日) 437円~×30日=13,110円 その他の日常生活費など

※施設の職員配置状況・利用者の身体状況によって別途加算が加えられます。

施設により 異なります 合計 83,700円~

# 居室(部屋タイプ)について

ユニット型個室	ユニット(10 名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している個室
ユニット型個室的 多床室	室内は、天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、 ユニット(10 名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している居室
従来型個室	リビングを併設していない個室
多床室	4 人部屋などの個室以外の居室(相部屋)

※ (カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 2025年4月1日現在の費用額のめやす

# 要介護 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

#### 原則として要介護3以上の方が入所できます。

入所できるのは、身体上または精神上著しい障がいがあるため、常に介護が必要で、自宅では介護できない人です。要介護者は、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話や健康管理を受けられます。また、少人数の家庭的な雰囲気の中で、サービスの提供を行う施設もあります。(ユニットケア)

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。※上表を参照

#### ▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 (1日あたり)	要介護3	8,150円(815円)
	要介護 4	8,860円(886円)
(Table))	要介護 5	9,550円(955円)
	要介護3	8,150円(815円)
多床室	要介護4	8,860円(886円)
(1日あたり)	要介護 5	9,550円(955円)
従来型個室 (1日あたり)	要介護3	7,320円(732円)
	要介護4	8,020円(802円)
	要介護 5	8,710円(871円)
多床室 (1日あたり)	要介護3	7,320円(732円)
	要介護4	8,020円(802円)
(100)(27)	要介護5	8,710円(871円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

# 要介護 介護老人保健施設(老健)

入所できるのは、病状が安定し、在宅生活への復帰を目指したリハビリに重点をおいた介 護が必要な人です。

要介護者は、医学的な管理のもとで看護やリハビリ、食事・排せつ・入浴などの介護や日常 生活上の世話を受けられます。

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室が あります。※25ページの上表を参照

#### ▼サービス費用のめやす

要介護度	   ユニット型個室   (1日あたり)	ユニット型個室的 多床室 (1日あたり)	従来型個室 (1日あたり)	多床室 (1日あたり)
要介護1	8,020円	8,020円	7,170円	7,930円
	(802円)	(802円)	(717円)	(793円)
要介護2	8,480円	8,480円	7,630円	8,430円
	(848円)	(848円)	(763円)	(843円)
要介護3	9,130円	9,130円	8,280円	9,080円
	(913円)	(913円)	(828円)	(908円)
要介護4	9,680円	9,680円	8,830円	9,610円
	(968円)	(968円)	(883円)	(961円)
要介護5	10,180円	10,180円	9,320円	10,120円
	(1,018円)	(1,018円)	(932円)	(1,012円)

<sup>※</sup>食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

# 要介護 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。

医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。医療ニーズの高い要介護者 を対象とする I 型と、比較的容態が安定した要介護者を対象とする I 型があります。

※2025年4月現在、市内に事業所はありません。

# 福祉用具貸与・購入、住宅改修

# 福祉用具をレンタルする

用具によって要介護、要支援の 対象範囲が異なります。

# 福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける 用具を貸し出します。

# 介護予防福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける福祉用具のうち、 介護予防に役立つものを貸し出します。

■ 車いす

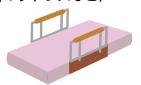


車いす付属品





特殊寝台付属品 (マットレスなど)



床ずれ防止用具



★ 自動排泄処理装置



スロープ (工事をともなわないもの)



■ 歩行器



■歩行補助杖



■ 手すり

(工事をともなわないもの)



認知症老人徘徊感知器



体位変換器



移動用リフト (つり具の部分を除く)



#### 対象の範囲

要支援 1・2、要介護1の方→ ▲

要介護2~要介護5の方→

要介護 4・要介護 5 の方→ ★

サービス費用のめやす

実際に貸与に要した費用

(利用者負担 1 割~ 3 割)

使用しているマークの意味



要介護1~5の方が 利用できるサービス

要支援

要支援 1・2の方が 利用できるサービス

▼福祉用具(貸与)について

●福祉用具(貸与)が適切な価格で利用できるよう、

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限が公表されました。 ●福祉用具貸与事業所に下記①②が義務づけられました。 ①貸与する品目の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。 ②貸与する品目の全国平均価格とその事業所の価格を示す。

下記の福祉用具は、利用方法(レンタル又は購入)を選択できます。 福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けてよく検討して決めましょう。

・スロープ(固定用) ・歩行器(歩行車を除く)

・歩行補助杖(カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る)

# 福祉用具を購入する●購入する前に必ずケアマネジャーに相談しましょう

# 特定福祉用具の購入費の支給

# 特定介護予防福祉用具の購入費の支給

指定された事業所から福祉 用具を購入した場合、福祉用 具の購入費を支給します。

#### 入浴補助用具





歩行器 (歩行車を 除く)



#### 歩行補助杖

(カナディアン・ク ラッチ、ロフストラ ンド・クラッチ、プ ラットホームクラ ッチ及び多点杖に 限る)



#### 腰掛便座







移動用リフト つり具



#### 自動排泄処理装置の 交換可能部品



#### 排泄予測支援機器

膀胱内の状態をセンサー などで感知することで尿 量を測定し、排尿の機会を 要介護者または介護者に 通知します。

#### サービス費用のめやす

年間 10 万円までが限度 で、その利用者負担分 (1割~3割)が自己負 担となります。

(毎年4月1日から1年間)

- ※指定されていない事業所や販売店からの購入は支給 対象外です。
- ※購入後、所定の申請書に「領収書」、「商品カタログの 写し」及び「福祉用具サービス計画書の写し」を添付 して申請してください。
- ※支給申請には、いったん購入費を事業者に支払い、そ の後申請者に給付する「償還払い方式」と事業者に購 入費の1~3割を支払い、残りは事業者に支給され る「受領委任払い方式」が選択できます。

# 住宅を改修する

### ●工事前に必ずケアマネジャーに相談しましょう

# 住宅改修費の支給

## 介護予防住宅改修費の支給

手すりの設置や段差解消などの小規模な 住宅改修をした際、改修費用を支給します。

#### ▼対象となる工事の例

- 廊下やトイレ、浴室などへの手すりの取付け
- スロープの設置等による段差の解消
- 引き戸などへの扉の取替え
- 滑り防止、移動円滑化のための床材の変更
- 洋式便器等への便器の取替え

#### サービス費用のめやす

利用限度額の 20 万円(原則1回限り)に 対し、その利用者負担分(1割~3割)が 自己負担となります。

- ※1回の改修工事で20万円を使い切らず、複数回に分けて使うことも できます。
- ※支給申請には、いったん改修費を事業者に支払い、その後申請者に給 付する「償還払い方式」と事業者に改修費の1~3割を支払い、残り は事業者に支給される「受領委任払い方式」が選択できます。

支給を受けるためには工事前・工事後に それぞれ申請手続きが必要です。

#### 手続きに必要な書類

#### <工事前>

- ①住宅改修費事前申請書
- ②住宅改修が必要な理由書 (ケアマネジャーなどが作成します)
- ③工事費見積書(被保険者あて)
- ④住宅の平面図
- ⑤着工前の改修箇所写真(日付入り)
- ⑥委任状(本人以外が支給を受けるとき)

#### <工事後>

- ①住宅改修費支給申請書
- ②領収書 (原本、被保険者あて)
- ③工事費内訳書
- ④改修前後の分かる 改修箇所写真(日付入り)

# 5 利用者負担について

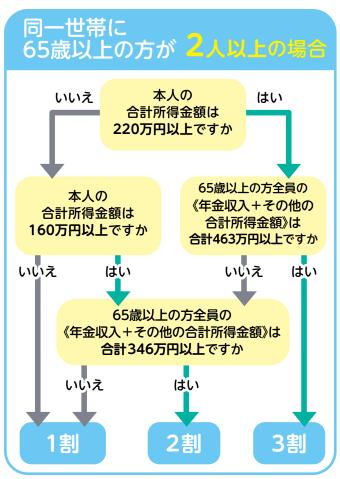
# 費用の支払い

介護(予防)サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載される利用者負担割合に応じて、サービス費用の1割~3割を事業者に支払います。

利用者負担割合は、サービスを利用する方の所得や世帯構成によって判定されます。

# 利用者負担割合判定の流れ

#### 同一世帯に 65歳以上の方が 1人の場合 本人の いいえ はい 合計所得金額は 220万円以上ですか 本人の 本人の 《年金収入+その他の 合計所得金額は 合計所得金額》は 160万円以上ですか 340万円以上ですか いいえ いいえ はい はい 本人の 《年金収入+その他の合計所得金額》は 280万円以上ですか いいえ はい 1割 2割 3割



● 65歳未満の方、市民税非課税の方、生活保護受給者は1割負担となります。

#### 利用者負担額の例

要介護1、利用者負担割合が1割の方が、 月15万円分の介護サービスを利用した場合・・・

#### 支給限度額額 167,650円

介護サービス費用額 150,000円

介護保険より給付 135.000円 利用者負担額 15,000円

※ 利用者負担額のほかに、食費、日常生活費などは全額自己負担となります。

#### 在宅サービスの支給限度額

要介護度ごとに、介護保険が利用できるサービス費用の限度額が決められています。

要介護 状態区分	支給限度額(1か月)
総合事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

<sup>※</sup>限度額を超えて介護サービスを利用した場合は、 超えた分の費用は全額自己負担となります。

<sup>※</sup>支給限度額が適用されないサービスもあります。

# 利用者負担額を軽減するために

介護保険では、所得が少ない方でも介護(予防)サービスを利用しやすくするために、さまざまな支援対策があります。

# 特定入所者介護(予防)サービス費(介護保険負担限度額認定)

低所得者の方の介護保険施設サービス、短期入所サービスを利用するときの居住費(滞在費)、食費の利用者負担額を軽減します。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から支払われます。

#### 手続き

高年福祉課の窓口、もしくは各総合支所の窓口で申請が必要です。 対象になる方に「介護保険負担限度額認定証」を発行しますので、施設等へ 提示してください。なお、有効期間は申請された月から次の7月末までです。

#### 基準費用額 (1日あたり)

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額 (施設が定める居住費及び食費が基準額を下回る場合、施設の定める 額と自己負担額の差額が支給されます。)

居住費				
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	介護老人福祉施設及び 短期入所生活介護 円 1,728円 1,231円		介護老人福祉施設及び 短期入所生活介護 915円	1,445円
		その他 <sup>*1</sup> 1,728円	その他* <sup>1</sup> 437円* <sup>2</sup>	

- ※1 その他は、介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護です。
- ※2 令和7年8月から室料を徴収する場合は697円になります。

#### **負担限度額** (1日あたり)

#### 対象となる方は次の条件を満たす方です。

- ●本人、本人と同じ世帯の方全員および配偶者が市民税非課税である
- ●預貯金等(32ページ下表参照)の資産状況が、下表に示す金額以下である

		<b>死的众姓</b>	居住費等の負担限度額			今世の名切		
利用者負担段階		預貯金等 の資産の状況※1	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室※2	多床室	食費の負担   限度額 **3	
	生活保護の受給者	要件なし						
第1段階	老齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円 夫婦:2,000万円	880円	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
第2段階	本人の合計所得金額+ 課税年金収入+非課税 年金収入が80万円*4以下の方	単身: 650万円 夫婦:1,650万円	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】	
第3段階	本人の合計所得金額+ 課税年金収入+非課税年 金収入が80万円*4 超 120万円以下の方	単身: 550 万円 夫婦:1,550 万円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】	
<b>第3段階</b> ②	本人の合計所得金額+ 課税年金収入+非課税年 金収入が120万円超の方	単身: 500万円 夫婦:1,500万円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	

- ※1 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合は、単身:1,000万円、夫婦:2,000万円です。
- ※2 介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額です。
- ※3 短期入所サービスを利用した場合の食費の負担限度額は【】内の金額です。
- ※4 令和7年8月から80万9千円になります。
- 虚偽の申告により不正に支給を受けた場合には、支給された額および最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

# 高額介護サービス費

1割~3割の利用者負担額が、一定金額(上限額)を超えたときは、超えた分が払い戻されます。 1か月の上限額は所得に応じて下表のとおり設定されており、対象となる方には、市から申請 書を送付します。

	区分	世帯の限度額	個人の限度額
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給 者とならない場合		15,000円	15,000円
市民税非課税世帯	<ul><li>●老齢福祉年金受給者</li><li>●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が※80万円以下の方</li></ul>	24,600円	15,000円
© m	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計 が <sub>*</sub> 80万円を超える方	24,600円	_
市民税課税世帯で	で下記に該当しない場合	44,400円	_
市民税課税世帯で右記に該	課税所得380万円未満	44,400円	_
当する65歳以	課税所得380万円以上690万円未満	93,000円	_
上の方がいる 場合	課税所得690万円以上	140,100円	_

<sup>※</sup>令和7年8月から80万9千円になります。

# ポイント 預貯金等に含まれるものとは?

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)、タンス預金(現金)	通帳の写し (タンス預金は自己申告)
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀(積立購入含む)等、購入先の口座残高によって 時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
負債(住宅ローン等)	借用証書等

負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算します(借用証書などで確認)。 また、預貯金等の価格評価は、原則、申請日の直近2か月以内の写し等により行います。通帳 等は最新の状態に記帳してお持ちください。

#### 預貯金等に含まれないもの

生命保険、自動車、腕時計・宝石等の時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財等は預貯金等に含まれません。

# たつの市認知症対応型共同 生活介護事業所家賃助成事業

たつの市は介護保険対象のグループホームに入居する低所得者の経済的負担の軽減を図る ため、家賃の一部を助成します。

# ●対象となる方および助成の額

(単位:月額)

利用者負担段階	条 件	助成割合	家賃相当額の上限額
第1段階	老齢福祉年金の受給者	家賃の 50%	
第2段階	本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税 年金収入額が <sub>*</sub> 80万円以下の方	家賃の 45%	
第3段階①	本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税 年金収入額が <sub>※</sub> 80万円超120万円以下の方	家賃の	50,000円
第3段階②	本人の合計所得金額+課税年金収入額+非課税 年金収入額が120万円超の方	40%	

※令和7年8月から80万9千円になります。

次のいずれかに該当する場合は家賃の助成を受けられません。

- ●たつの市内に1年以上住所を有していない方
- ●本人、本人と同じ世帯の方全員および配偶者が市民税を課税されている方
- ●預貯金等(詳しくは、32ページ下表)の金額が、次の基準額を超える方 第1段階:預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える方 第2段階:預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える方 第3段階①:預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える方

第3段階②:預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える方

※申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。



# ●助成の流れ

- 1 助成の申請 認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成申請書を市に提出します。
- 2 助成の決定 市が助成の承認(不承認)の決定通知を郵送で送付します。
- 3 家賃の支払 決定された内容をグループホームの事業所に提示します。 決定された助成額を控除した家賃をグループホームの事業所に支払います。
- 4 助成金の支給 市が助成金をグループホーム事業所に支給します。

# 6)介護予防·日常生活支援

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、高齢者の介護予防と、自立した日常生活の 支援を目的とした事業です。

# サービス・活動事業

#### 要支援1・2

総合事業対象者の方が利用できるサービス

本人ができることはできる限り本人が行いながら、できない部分をお手伝いしてもらいます。

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 2025年4月1日現在の費用額のめやす。

# ●訪問型サービス

自宅で、掃除、買物、調理、洗濯などの生活援助やトイレ、入浴、食事の介助などの身体介護 が利用できます。ただし、緩和した基準によるサービスでは、身体介護は利用できません。

	訪問介護相当サービス	緩和した基準による訪問型サービス
内容	生活援助(掃除、買物、調理、洗濯など) 身体介護(トイレ、入浴、食事の介助な ど)	生活援助(掃除、買物、調理、洗濯など) ※身体介護は利用できません
(カッコ内は1割負担の場合の費用)サービス費用のめやす	毎月の定額の利用料になります 要支援1・2 総合事業対象者 11,760円(1,176円)/月 (週1回程度の利用) 23,490円(2,349円)/月 (週2回程度の利用)  要支援2 総合事業対象者 37,270円(3,727円)/月 (週2回程度を超える利用)	利用回数に応じた利用料になります 要支援1・2 総合事業対象者 2,170円(217円)/回 (週1~2回程度の利用)

※家族のための家事や日常的な家事の範囲を超えることについてはサービスの対象外となります。

※一定以上の所得がある方は、自己負担割合が2~3割になります。

# 総合事業

# ●通所型サービス

通いで、生活機能維持向上のための機能訓練やレクリエーションなどが利用できます。

	通所介護相当サービス	緩和した基準による通所型サービス
内容	生活機能維持向上のための機能訓練、 介護予防のために必要な日常生活支援 など 個別プログラムで実施	運動やレクリエーション活動や介護予 防プログラムなど
(カッコ内は1割負担の場合の費用)サービス費用のめやす	毎月の定額の利用料になります 要支援1 総合事業対象者 17,980円(1,798円)/月 (週1回程度の利用) 要支援2 総合事業対象者	利用回数に応じた利用料になります 要支援1 総合事業対象者 3,320円(332円)/回 (週1回程度の利用) 要支援2 総合事業対象者
で	36,210円(3,621円)/月 (週2回程度の利用)	3,320円(332円)/回 (週2回程度の利用)

- ※事業所により内容は異なります。
- ※食事その他実費は別料金になります。
- ※一定以上の所得がある方は、自己負担割合が2~3割になります。







# 7 高齢者福祉・介護保険に

# 介護保険サービスに係る申請受付、相談業務

介護保険サービスに係る申請やご相談は次の窓口へお越しください。

#### ●たつの市役所 (本庁) 【受付時間】平日8:30~18:00

高年福祉課	(0791) 64-3152 (0791) 64-3155 (0791) 64-3187	高年福祉係 介護保険係 運営指導係	龍野町富永1005-1
-------	--	-------------------------	-------------

#### ●各総合支所 【受付時間】月~木曜日8:30~17:15、金曜日:8:30~19:00

新宮総合支所	(0791)75-0253	地域振興課	新宮町宮内16
揖保川総合支所	(0791)72-2523	地域振興課	揖保川町正條279-1
御津総合支所	(079)322-1451	地域振興課	御津町苅屋356-1

# 地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センター(地域包括支援課)は、高齢者の方々が住み慣れた地域で生活が続けられるように、様々な支援を行うための相談窓口です。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が、それぞれの専門性を活かして「チーム」 として高齢者のみなさまを支援しますので、お気軽にご相談ください。

#### ●たつの市役所(本庁) 【受付時間】平日8:30~17:15

地域包括支援課 (地域包括支援センター)	, ,	地域包括支援係 認知症支援係 総合相談支援係(ふくし総合相談窓口)	龍野町富永1005-1
-------------------------	-----	---	-------------

### ●地域の相談窓口

地域の身近な相談窓口として、市内5か所に「在宅介護支援センター」があります。 地域包括支援課まで相談に行けない方は、次の「在宅介護支援センター」へご相談ください。 (相談無料。秘密は厳守されます。)

名称	電話番号	所在地
くわのみ園在宅介護支援センター	(0791)61-9002	龍野町北龍野新町383-1
西はりまグリーンホームケアセンター	(0791)63-3101	誉田町福田780-1
新宮在宅介護支援センター	(0791)75-2277	新官町平野778-5
揖保川在宅介護支援センター	(0791)72-6600	揖保川町半田608-1
御津在宅介護支援センター	(079)324-0767	御津町中島980-3

在宅介護支援センターと地域包括支援課は常に連携を取りながら、高齢者の方々を支援しています。

# ついての問い合わせ先

# ケアプランの作成について

要支援 1・2 の認定を受けた方は、左記の地域包括支援センター、または下表で要支援に〇のついている事業者が窓口になります。

要介護 1~5の認定を受けた方のうち、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等の在宅でのサービスを利用される場合は、下表の事業者にケアプラン作成(契約)を依頼してください。 ※施設サービス、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、直接事業所へ申し込んで契約してください。

# ●市内居宅介護支援・介護予防支援事業者

(令和7年4月現在郵便番号順)

<b>一时的一位门或人派</b>				(1010)	7万坑江 郑庆田与顺/
名称	所在地	電話番号	要支援 1·2	要介護 1~5	通常の事業 実施地域
株式会社のもと本店	御津町黒崎268	079-322-0930		0	たつの市内全域
シスナブ御津居宅介護支援事業所	御津町中島980-3	079-324-0767		0	同上
ケアプランみやけ	御津町釜屋168-6	079-322-1747		0	同上
いぼがわ荘居宅介護支援事業所	揖保川町半田608-1	0791-72-6600		0	同上
シルバーケア居宅介護支援事業所	揖保川町半田703-1	0791-72-6260		0	同上
ケアプラン正條	揖保川町正條448-1	0791-72-8106		0	同上
あんサポートオフィス居宅介護支援事業所	揖保川町黍田83エス ポワールA201	0791-60-3010		0	同上
揖保の郷居宅介護支援事業	揖保川町馬場747	0791-72-2000		0	同上
居宅介護支援事業所あおぞら	揖西町小神188-2	0791-72-8411	0	0	同上
JA兵庫西揖龍介護支援センター	揖西町竹万97	0791-64-8265		0	同上
老人訪問看護ステーションオアシス	龍野町島田669-1	0791-63-0528		0	同上
くわのみ園在宅介護支援センター	龍野町堂本260-1	0791-61-9026	0	0	同上
西はりまグリーンホーム 居宅介護支援サービス	誉田町福田780-1	0791-63-2880	0	0	同上
西はりまクリニック	誉田町福田780-37	0791-62-2480		0	同上
リリーライフケアプランセンター たつのリモートオフィス	誉田町片吹85-5	0791-64-9115	0	0	同上
トマト指定居宅介護支援センター	揖保町中臣510	0791-67-8498		0	同上
居宅介護支援事業所 Rin	龍野町堂本35-14	0791-78-8877		0	同上
居宅介護支援事業所安心	龍野町日山61-1	0791-78-8896		0	同上
あっぷる居宅介護支援事業所龍野	龍野町富永505-1	0791-62-1899	0	0	同上
たつの市居宅介護支援事業所	龍野町富永1005-1 たつの消防署3階	0791-63-2066		0	同上
居宅介護支援センターアミー	龍野町富永477-1	0791-64-0180		0	同上
居宅介護支援事業所がじゅまる	龍野町北龍野454	0791-63-3644		0	同上
むれさき居宅介護支援新宮事業所	新宮町井野原481-1	0791-76-2203	0	0	同上
ケアプラン笑	新宮町段之上736-20	0791-75-4847		0	同上
栗栖の荘指定居宅介護支援事業所	新宮町平野778-5	0791-76-2266		0	たつの市内(御津町除く)

# ●地域密着型サービス事業所一覧

市内の地域密着型サービスを行う事業所の一覧です。 No.1~22については、直接事業所へ申し込んで契約してください。

			(令和7年4月	月現在 郵便番号順) ·
No.	区分	名称	所在地	電話番号
1		グループホームさくら御津	御津町釜屋489-1	(079)322-868
2		あっぷるグループホームみつ	御津町釜屋313-3	(079)322-819
3		グループホームCHIAKIほおずき揖保川	揖保川町正條1134	(0791)76-512
4		グループホームCHIAKIほおずき揖保川東館	揖保川町正條1128-1	(0791)76-512
5	認知症対応型共同生活介護   (グループホーム)	グループホームゆずりは	揖西町新宮29-6	(0791)64-822
6		グループホーム布施の郷	揖西町竹原1283	(0791)64-877
7		西はりまグループホーム昌仙庵	誉田町福田780-40	(0791)62-560
8		あっぷるグループホームたつの	龍野町富永418-1	(0791)78-970
9		グループホームさくら新宮	新宮町觜崎286-1	(0791)76-232
10		あっぷる多機能みつ	御津町釜屋313-1	(079)322-319
11		小たつの家	揖保川町半田1303	(0791)60-639
12		小規模ホーム正條	揖保川町正條306-4	(0791)76-708
13	  小規模多機能型居宅介護	鮎水(あゆみ)	揖保川町市場203	(0791)60-100
14		ひだま里Ⅱ	神岡町東觜崎552-1	(0791)61-903
15		小規模多機能型居宅介護事業所霞風庵	龍野町日山662	(0791)78-880
16		小規模多機能型居宅介護事業所こやすの家	新宮町篠首342-3	(0791)77-046
17		庵みつ	御津町釜屋99-21	(079)322-338
18		たつのケアサービス	揖保川町正條448-1	(0791)72-810
19	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着複合型サービス 安心	揖西町中垣内甲267-1	(0791)72-817
20		ひだま里	神岡町東觜崎543	(0791)61-90
21		看護小規模多機能型居宅介護事業所ゆう	新宮町平野30-1	(0791)75-550
22	地域密着型 介護老人福祉施設入 所者生活介護	特別養護老人ホーム 栗栖の荘(ユニット型)	新宮町平野778-5	(0791)75-387
23	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 祇園	神岡町東觜崎543	(0791)61-902
24		デイサービス咲耶	御津町苅屋1367-10	(079)227-730
25		リハビリデイサービス しんまいこ	御津町釜屋4-3	(079)227-488
26		でんでん倶楽部揖保川	揖保川町正條188-1	(0791)76-53
27		デイサービスセンター 布施の郷	揖西町竹原1285	(0791)64-83
28		リハビリデイサービス 光楽	龍野町堂本262	(0791)64-556
29		デイサービス和(なごみ)	揖保町山下466-1	(0791)67-866
30	地域密着型通所介護	デイサービスセンターオアシス+富永	龍野町富永292	(0791)72-91
31		リハビリデイサービス 光楽園	龍野町富永499-1	(0791)63-55
32		北龍野デイサービス	龍野町北龍野52	(0791)78-938
33		ささの家	新宮町下笹841-1	(0791)72-82
34		むれさきリハビリスタジオ	新宮町井野原481-1	(0791)76-22
35		リハビリデイサービス 光楽・新宮	新宮町井野原430-1	(0791)75-556
36	1	デイサービスセンター 布施の郷新宮	新宮町段之上655-1	(0791)76-271

MEMO							

MEMO						

# 2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで 必要な相続手続きがすぐわかる!



# オンライン 分無料診断€

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます! まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

> 法定相続人の 🖊 人数は わかりますか?

該当する ☑ 相続財産を お選びください

相続税の申告は 必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明・ わからないを選択すれば手続きが 確認できます。

※実際の回答画面とは異なります。

すべて1クリック! 簡単な3つの 質問でわかる!

1分で わかる!

## こんな方におすすめ!

- ●相続手続きが初めての方
- ●必要な書類や 手続きを知りたい方
- ●専門家の サポートが欲しい方

# ▶オンライン1分無料診断はこちらから!

https://www.i-sozoku.com/ いい相続 1分診断





通話料無料

平日 9:00~19:00/休日 9:00~18:00

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階



介護が必要と 感じられたら、 いつでもお気軽に ご相談ください。

"あなたでよかった ここでよかった"



# 社会福祉法人 グ桑の実園福祉会

特別養護老人ホーム 桑の実園 老人保健施設旭陽 くわのみ園在宅介護支援センター リハビリ・介護予防 旭陽 デイケア 夜間型デイサービスセンター 灯 里 ホームヘルパーステーション 助さん あさひ訪問看護ステーション 定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所 祗園 旭陽訪問リハビリテーション

小規模多機能型居宅介護事業所 小たつの家 小規模多機能型居宅介護事業所 鮎 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ひだま里 桑 の 実 園 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所 ひだま里 ひ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 庵 み つ サービス付き高齢者向け住宅 ふらっとねす祇園 就労継続支援B型アシタバ 障がい者共同生活援助 グループホーム Campus セントラルキッチン 事業所内託児施設 くるみのおうち

在宅から施設まで望まれた 生活をサポートさせて頂きます。

TEL 0791-66-1360

〒679-4003 兵庫県たつの市揖西町小神字塚原1551 https://www.kuwanomien.jp/

